

公職選挙法の一部を改正する法律 新旧対照表

○公職選挙法（昭和二十五年法律第二百号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 後

（供託）

第九十二条 第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により公職の候補者一人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。）を供託しなければならない。

一〇八 （略）

九 町村の議会の議員の選挙	五十万円
十 町村長の選挙	
2・3 （略）	

（公職の候補者に係る供託物の没収）

第九十三条 第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項

改 正 前

（供託）

第九十二条 町村の議会の議員の選挙の場合を除くほか、第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項の規定により公職の候補者一人につき、次の各号の区分による金額又はこれに相当する額面の国債証書（その権利の帰属が社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）の規定による振替口座簿の記載又は記録により定まるものとされるものを含む。以下この条において同じ。）を供託しなければならない。

一〇八 （略）

九 （新設）	
十 （同上）	
2・3 （略）	

（公職の候補者に係る供託物の没収）

第九十三条 第八十六条第一項から第三項まで若しくは第八項又は第八十六条の四第一項、第二項、第五項、第六項若しくは第八項

の規定により届出のあつた公職の候補者の得票数が、その選挙において、次の各号の区分による数に達しないときは、前条第一項の供託物は、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては国庫に、地方公共団体の議会の議員又は長の選挙にあつては当該地方公共団体に帰属する。

一・二（略）

三 地方公共団体の議会の議員の選挙
　　当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一

四 地方公共団体の長の選挙
　　有効投票の総数の十分の一

2（略）

（自動車、船舶及び拡声機の使用）

第一百四十二条 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車（道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条第一項第九号に規定する自動車をいう。以下同じ。）

又は船舶及び拡声機（携帯用のものを含む。以下同じ。）は、公職の候補者（参議院比例代表選出議員の選挙における候補者たる参

の規定により届出のあつた公職の候補者の得票数が、その選挙において、次の各号の区分による数に達しないときは、前条第一項の供託物は、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては国庫に、都道府県の議会の議員又は長の選挙にあつては当該都道府県に、市の議会の議員又は長の選挙にあつては当該市に、町村長の選挙にあつては当該町村に、帰属する。

一・二（略）

三 都道府県又は市の議会の議員の選挙
　　当該選挙区内の議員の定数（選挙区がないときは、議員の定数）をもつて有効投票の総数を除して得た数の十分の一

四 （同上）

2（略）

（自動車、船舶及び拡声機の使用）

第一百四十二条（同上）

議院名簿登載者で第八十六条の三第一項後段の規定により優先的に当選人となるべき候補者としてその氏名及び当選人となるべき順位が参議院名簿に記載されているものを除く。次条において同じ。一人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会（演説を含む。）の開催中、その会場において別に一そろいを使用することを妨げるものではない。

一・二（略）

2～6（略）

7 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、

公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項の自動車を無料で使用することができる。ただし、衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院（選挙区選出）議員の選挙にあつては当該公職の候補者に係る供託物が第九十三条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により国庫に帰属することとなる場合に、参議院（比例代表選出）議員の選挙にあつては当該公職の候補者たる参議院名簿登載者が当該参議院名簿登載者に係る参議院名簿届出政党等の第九十四条第三項第一号に掲げる数に相当する当選人となるべき順位までにあら場合に限る。

8 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共

7（同上）

2～6（略）

都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市

団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選舉に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項の自動車の使用について、無料とすることができます。

第一項の自動車の使用について、無料とすることができます。

（文書図画の頒布）

第一百四十二条 衆議院（比例代表選出）議員の選舉以外の選舉においては、選舉運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定

する通常葉書及びビラのほかは、頒布することができない。この場合において、ビラについては、散布することができない。

一〇六 （略）

七 町村の選舉にあつては、長の選舉の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千五百枚、当該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五千枚、議会の議員の選舉の場合には、候補者一人について、通常葉書 八百枚、当該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 千六百枚

209 （略）

10 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選舉における公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号から第二号までの通常葉書及びビラを無料

（文書図画の頒布）

第一百四十二条 （同上）

七 町村の選舉にあつては、長の選舉の場合には、候補者一人について、通常葉書 二千五百枚、当該選舉に関する事務を管理する選舉管理委員会に届け出た二種類以内のビラ 五千枚、議会の議員の選舉の場合には、候補者一人について、通常葉書 八百枚

209 （略）

10 （同上）

の議会の議員又は長の選舉については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選舉に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項の自動車の使用について、無料とすることができます。

で作成することができる。この場合においては、第一百四十一一条第七項ただし書の規定を準用する。

11 地方公共団体の議会の議員又は長の選挙については、地方公共団体は、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号から第七号までのビラの作成について、無料とすることができる。

12・13 （略）

（文書図画の掲示）

第一百四十三条 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの（衆議院比例代表選出議員の選挙にあつては、第一号、第二号、第四号、第四号の二及び第五号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの）のほかは、掲示することができない。

一～五 （略）

2～13 （略）

14 衆議院（小選挙区選出）議員又は参議院議員の選挙においては、公職の候補者は、政令で定めるところにより、政令で定める額の範囲内で、第一項第一号及び第二号の立札及び看板の類、同項第四号の三の個人演説会告知用ポスター（衆議院小選挙区選出議員

11 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定（参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。）に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第三号から第六号までのビラの作成について、無料とすることができる。

12・13 （略）

（文書図画の掲示）

第一百四十三条 （同上）

一～五 （略）

2～13 （略）

又は参議院選舉区選出議員の選舉の場合に限る。)並びに同項第五号のポスターを無料で作成することができる。この場合においては、第一百四十七条第七項ただし書の規定を準用する。

15 地方公共団体の議会の議員又は長の選舉については、地方公共団体は、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選舉に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター(都道府県知事の選舉の場合に限る。)及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができます。

16 19 (略)

15 都道府県の議会の議員及び長の選舉については都道府県は、市の議会の議員及び長の選舉については市は、それぞれ、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選舉に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第一項第四号の三の個人演説会告知用ポスター(都道府県知事の選舉の場合に限る。)及び同項第五号のポスターの作成について、無料とすることができます。

16 19 (略)